

29 障第 1118 号
平成 29 年 10 月 18 日

障がい福祉等関係団体の長 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
障がい福祉課長
(公印省略)

障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

平素より、本県の障がい保健福祉の推進に格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
平成 28 年 6 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、障がい福祉に係るサービス給付費（介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、障害児通所給付費、障害児入所給付費等）の請求があったときに市町村等が行う審査について、国民健康保険団体連合会（以下、国保連）に委託できる旨の規定が盛り込まれ、平成 30 年 4 月 1 日から施行予定ですが、このことについて別添のとおり厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課から通知がありましたので、お知らせします。

なお、国保連への審査事務の委託による障害者総合支援給付支払等システムの改修にあわせて、各障害福祉サービス事業所等の請求事務に係る同システムの改修（点検機能強化や事業所台帳情報参照機能の追加等）がされることとなっておりますので、申し添えます。

おって、平成 30 年度制度改正・報酬改定については、現在、厚生労働省の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて検討を進めており、厚生労働省ホームページに順次資料が掲載されておりますので、御参照ください。

(参考) 厚生労働省ホームページ

○障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（平成 30 年度報酬改定）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=446935>

○障害者自立支援給付支払等システム関係資料

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/jiritsushien/index.html

※上記のリンクや厚生労働省からの通知について、本県のホームページにも掲載しています。

〔ホーム > 健康・医療・福祉 > 障がい者福祉 > サービス事業者 > 指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ > ★お知らせ一覧の中の「厚生労働省からの通知等について」〕

<http://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/tsuchi/index.html>

※指定障害児入所支援について、本県では障害児入所給付費について国保連へ支払事務を委託しておりませんので、本件に係る指定障害児入所支援の請求事務に変更はありません。

(本通知の送付元)

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課

障がい政策係（障がい福祉制度の周知に関すること） 小寺、山本

障がい施設係（自立支援給付費に関すること） 葛川、清水

障がい支援係（指定障害福祉サービス事業者等の指導監督に関すること） 濱田、菊地

電話 089-912-2424

FAX 089-931-8187

E-mail syougaihukus@pref.ehime.lg.jp